

仕様書

1 件名 こどもみらいクーポン事業システム開発及び運用業務委託

2 事業目的

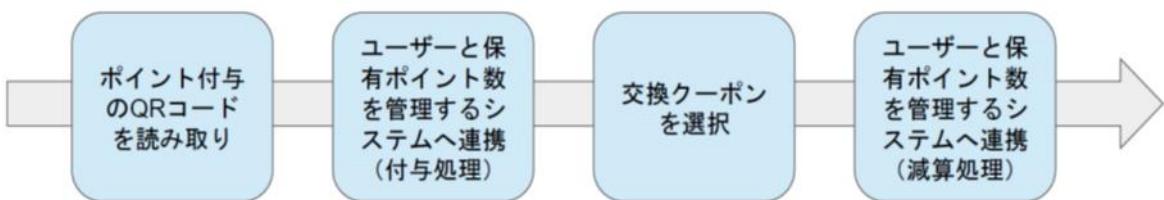
すべてのこどもたちが優れた文化芸術やスポーツに触れることにより、将来にわたって文化芸術やスポーツに親しむ風土を醸成し、本市の文化芸術及びスポーツ振興を推進するとともに担い手育成に資することを目的とする。

3 用語の定義

本仕様書に用いる用語の意味を別のとおりとする。

用語	定義
こどもみらいクーポン事業システム	本市で配布される学習用タブレットや個人のスマートフォンなどを使って、体験プログラムの実施状況やポイントの付与及びクーポンの発行などができるシステムをいう。
受託事業者	システムやコールセンターを運用し、機能等を本市に提供する事業者をいう。
体験プログラム	市が実施する事業で、こどもたちが自ら参加意向を示す体験をいう。
クーポンプログラム	市と本事業に賛同する民間事業者が提供する上質な文化芸術・スポーツ事業等の体験をいう。
GOポイント	自ら一步を踏み出せるようポイント獲得という「得点」を与えることで、本事業への愛着を高め、継続的な利用を促すものをいう。
こどもみらいクーポン	貯まった体験ポイントを使用し、優待や特典に引き換えられるクーポンをいう。

4 ポイント付与とクーポン発行の概要



5 対象者の概要

公立小中学校又は私立小中学校に在籍する本市の児童及び生徒

(参考)

- ・令和8年5月1日時点の本市公立小中学校に在籍する児童及び生徒（予定） 21,486人
- ・令和7年5月1日時点の本市及び桑名市、鈴鹿市の私立小中学校に在籍する児童及び生徒 644人

6 契約期間

契約日から令和9年3月31日

7 こどもみらいクーポン事業システム開発等のスケジュール（予定）

- (1) こどもみらいクーポン事業システム開発 令和8年6月30日まで
- (2) こどもみらいクーポン事業システムデモ用一部修正
令和8年7月1日から同年7月17日まで
- (3) こどもみらいクーポン事業システムデモ
令和8年7月18日から同年8月31日まで
- (4) こどもみらいクーポン事業システム一部修正
令和8年9月1日から同年9月30日まで
- (5) 本格稼働開始
令和8年10月1日

8 業務委託内容

I. こどもみらいクーポン事業システム開発

(1) システム構築

- ・OSはiOS、Android、chromeOSに対応していること
- ・MDM製品はMicrosoft intuneに対応していること
- ・体験プログラム、クーポンプログラム及びGOPポイント（以下「体験プログラム等」という。）提供場所をジャンル分けできるような仕様とすること
- ・ポイント及びこどもみらいクーポンの利用方法は、スマートフォン等のモバイル端末で体験プログラム等提供場所に設置する専用二次元コード等（位置情報サービスの活用等を含む。以下同じ。）を読み取り利用するなど、専用機器等の設置を行わずに利用できるものとすること
- ・利用状況に関しては、各こどもみらいクーポンの発行状況及び使用状況、体験プログラム提供場所ごとの利用状況を随時確認できるなど、発注者が事業の進捗及び管理を適切に行うことができる仕組みとすること
- ・有効期限を過ぎた体験ポイント及びこどもみらいクーポンを利用できないように制御すること
- ・同一アカウントにおいて、同一の体験プログラムから体験ポイントを複数回取得できないよう対策を講じ、同一アカウントにおいて、一度使用した（『使用済み』となつた）こどもみらいクーポンも再度利用できないよう制御すること

- ・本市の人口、市友だち登録者数等を踏まえ、体験ポイント及びこどもみらいクーポンの利用時におけるシステムへの同時アクセスに耐えうるシステムを構築すること
- ・システムへの不正アクセス、ウイルス侵入等への防止策および情報流出等のセキュリティ対策を講じるとともに、体験ポイント及びこどもみらいクーポンの不正利用防止に係る対策を十分に講じること
- ・利用者へのアンケートを実施できるシステムとすること（提案後、アンケートの方法・項目は発注者と協議の上、決定する。）
- ・本人及び保護者の個人情報の同意をシステム上で行うことができるようによること

(2) システム稼働時間

- ・システム上または市からの指示によりシステム稼働時間を一部休止できるようにすること

(3) ID 及び仮パスワード

- ・市が指定した ID 及び仮パスワードに加え、学校名、学級、氏名をこどもみらいクーポン事業システム（以下「システム」という。）にEUC機能（職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用するために基幹業務システムのデータを抽出、分析、加工、出力する機能をいう。）を使い、簡単に入力及び登録者の情報の出力をできるなど市と協議したうえで製作すること
- ・登録者に ID 及び仮パスワードを記載する通知書を発行することができるようによること
- ・登録者が ID やパスワードを忘れたなどでシステムを利用できない時に、救済措置を行うこと。また閲覧用ホームページに説明動画等でわかりやすく掲示すること
- ・本市公立小中学校に在籍する児童等には市が指定した ID 及び仮パスワードを、それ以外の児童等には申請者等が指定する任意の ID 及び仮パスワードを配布する予定。

(4) 閲覧用ホームページの作成

- ・閲覧用のホームページを作成し、こどもみらいクーポン事業の概要、体験プログラム、クーポンプログラム及びGOポイント等を周知すること。確認できる項目に関しては別途協議の上、決定する。

II. こどもみらいクーポン事業運用業務委託

(1) サポート体制

- ・連絡の取れる業務担当者を配置すること
- ・トラブル等が生じた場合においても迅速に対応できる体制を構築すること
- ・適宜、発注者と協議、報告、相談及び連絡を行い、適切に進捗管理を行うこと

(2) 体験プログラム

- ・事業ごとに二次元コード等をシステム上などで出力できるようにすること

- ・原則発注者が事業提案を行うものである。ただし、民間事業者が参入できるような取り組みについては受託事業者から提案すること。
- ・発注者が体験プログラムの表示、検索、登録、編集、削除、利用者状況、使用状況を管理・運用できる仕様とすること
- ・提供するシステムにアクセスするだけで、ポイントを使用できる仕組みであること。また、こどもたちが飽きない仕組みを提案すること
- ・体験プログラム提供場所をジャンル分けできるような仕様とし、発注者と協議のうえポイントに差をつけること
- ・事業の優劣をつけるようなポイント配分は行わないこと
- ・イベントの中止・欠席の場合は、発行を中止すること
- ・システムから各体験プログラム提供場所に設置する二次元コード等を読み取ってポイントを付与できるようにすること
- ・同一アカウントにおいて、同一の体験プログラムの二次元コード等からポイントを複数回取得できないよう対策を講じること
- ・想定体験プログラムは500件程度

(3) G O ポイント

- ・設置場所ごとに二次元コード等をシステム上などで出力できるようにすること
- ・原則発注者が設置場所を行うものである。
- ・発注者がG O ポイントの表示、検索、登録、編集、削除、利用者状況、使用状況の内容を管理・運用できる仕様とすること
- ・システムからG O ポイント提供場所に設置する二次元コード等を読み取ってポイントを付与できるようにすること
- ・同一アカウントにおいて、同一のG O ポイントの二次元コード等からポイントを複数回取得できないよう対策を講じること
- ・想定G O ポイント数は、くるべ古代歴史館、各運動施設、図書館、博物館、各地区市民センターなど50件程度

(4) こどもみらいクーポンの発行

- ・システムから各事業提供場所において、画面を提示し、こどもみらいクーポンを利用する仕組みであること
- ・不正利用を抑止するため、利用者が提示したこどもみらいクーポン画面上の『使用する』ボタンを、提供場所のスタッフが確認の上、押下する（またはスタッフ専用のPINコードを入力するなど）ことで、こどもみらいクーポンを『使用済み』として処理するなど不正がない仕組みであること
- ・有効期限を過ぎたポイントを使用し、こどもみらいクーポンを利用できないように制御すること
- ・原則、こどもみらいクーポンは、発注者が事業提案を行うものである。なお、民間事業者が参入できるような取り組みについては提案すること。ただし、以下に該当するものは、こどもみらいクーポンの利用対象外とする
①商品券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、乗車券等の換金性の高いも

の

- ②現金への換金
- ③譲渡および転売
- ④特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑤その他、本市が不適当と認めるもの

- ・発注者がクーポンプログラム及びクーポンについて、表示、検索、登録、編集、削除、利用者状況、使用状況の内容を管理・運用できる仕様とすること
- ・特典内容は無料もしくは有料プログラムにプラスαの特典が付いた事業を表示すること。ただし、特典分の費用はクーポンプログラム提供者が負担するものとする。
- ・同一アカウントにおいて、一度使用した（『使用済み』となった）こどもみらいクーポンも再度利用できないよう制御すること

(5) コールセンター業務

- ・業務内容

利用者及びプログラム提供事業者からの体験ポイント及びこどもみらいクーポンの取得及び利用等に関する問合せに対応する。苦情を受けた場合またはトラブルが発生した場合等は、発注者へ速やかに報告し、調整の上、速やかに対応すること

- ・開設期間及び時間

具体的な始期、終期及び開設時間については、事業者提案を受けるものとするが、プログラム等が実施される土日祝日開設するものとする。

- ・開設準備

受託者が設置するものとし、開設及び運営に必要な使用料、賃借料、通信回線、光熱水費、運営・維持管理に要す経費は委託料に含めること

- ・研修体制

コールセンターの開設までに、接遇、情報セキュリティ及び体験ポイント及びこどもみらいクーポン等に関する研修を従事者に実施し、開設後、円滑に対応すること。

コールセンターの開設までに、問い合わせ対応のマニュアルを作成し、発注者の承認を得た上で使用すること

(6) 利用者対応

- ・利用者向けに、体験ポイント、GOポイント及びこどもみらいクーポンの利用方法について周知する方法を提案すること
- ・体験ポイント、GOポイント及びこどもみらいクーポンの使い方がわからない利用者及び保護者への支援方法を提案すること

(7) データ管理・提供

- ・業務に伴い収集および作成したデータは、セキュリティ対策を施すとともに、紙データがある場合は、施錠できる書庫で保管すること
- ・利用実績（利用者属性、利用状況、利用日時、利用プログラム提供場所等）、登録利用者、プログラム提供場所、コールセンター等に関するデータは、発注者の求めに応じ提供すること

(8) 委託業務報告書等の作成及び提出

- ・本事業における体験ポイント及びこどもみらいクーポンの利用等に係る委託業務報告書を作成し、発注者に令和9年3月31日（火）までに提出すること。
- ・本事業において収集した情報、データベースで管理していたデータ一式等を整理し、次のとおり発注者に提出すること。
 - ① 電子データ 1部
 - ② 以下の（ア）～（オ）の事項について、随時メール等で状況報告を行うこと。
 - （ア）登録者、クーポン利用者に関する事項
 - （イ）体験ポイント及びこどもみらいクーポンに関する事項
 - （ウ）体験プログラム提供場所に関する事項
 - （エ）コールセンター対応記録
 - （オ）その他発注者が指示する事項
 - ③上記報告書等の著作権は、市に帰属する、受託者に帰属するが市は無償で改変・利用可能とする

9 委託料の支払い方法

部分払 1回以内及び完了払

なお、受託者は、業務履行完了後に委託業務結果報告書を提出することとする。

10 機密保持・個人情報保護

本業務では、利用者の氏名、学校名、学年、生年月日、および保護者の氏名、連絡先（メールアドレス等）といった個人情報を取り扱うことを想定している。受託者は個人情報の保護に関する法律、四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例および関連規定を遵守し、厳格な情報管理体制を構築すること。